

## 今後の会議の運営について

### 1. 公開・非公開について

「枚方市情報公開条例」抜粋

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

「枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について」抜粋

#### 2. 公開の基準

審議会等及び専門委員協議会の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 当該会議において、枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第67号)第6条の規定に該当する情報に関する審議をする場合

(2) 前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

### 2. 市民への情報公開について

## 今後の会議の運営について

### 1. 公開・非公開について

「枚方市情報公開条例」抜粋

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができる<sup>とされている</sup>情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

「枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について」抜粋

#### 2. 公開の基準

審議会等及び専門委員協議会の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 当該会議において、枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第67号)第6条の規定に該当する情報に関する審議をする場合

(2) 前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

### 2. 市民への情報公開について

## 今後の会議の運営について

### 1. 公開・非公開について

「枚方市情報公開条例」抜粋

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができる<sup>とされている</sup>情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

「枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について」抜粋

#### 2. 公開の基準

審議会等及び専門委員協議会の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 当該会議において、枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第67号)第6条の規定に該当する情報に関する審議をする場合

(2) 前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

### 2. 市民への情報公開について